

委託業務仕分書		設計 令和 年 月 日				
		設計		検算		
委託業務名	三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託					
委託地名	三重県 尾鷲市 三木里町 地内					
委託料	一金 円也					
委託期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日					
委託業務の大要		理 由				
三木里海岸公衆便所	1式					
名柄海岸公衆便所(沓川)	1式					
名柄海岸公衆便所(名柄)	1式					
三木里地区観光トイレ(2箇所)	1式					
三木里海岸施設	1式					
名柄海岸施設	1式					

内 訳 書

設計額

円也

消費税相当額

円也

委託料

円也

尾鷲市

明細書

委託業務名 : 三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託

設計額 : 一金 円也

No. _____ 内訳

名 称	材 質	規 格 尺 法			積 量	単 位	單 價	小 計	摘要
		長	巾	厚			金 額		
A 三木里海岸公衆便所					1.00	式			
B 名柄海岸公衆便所(沓川)					1.00	式			
C 名柄海岸公衆便所(名柄)					1.00	式			
D 三木里地区観光トイレ(2箇所)					1.00	式			
E 三木里海岸施設					1.00	式			
F 名柄海岸施設					1.00	式			
G 諸経費					1.00	式			
合 計									

尾鷲市

内 訳 書

記号	名 称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
A	三木里海岸公衆便所						
	業務	1名(60分作業)/回	日	150			
	建物概要	男女トイレ・シャワー室					
		・大便器 (6台)					
		・小便器 (2台)					
	業務内容	別紙特記仕様書による					
	小計						

内 訳 書

記号	名 称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
B	名柄海岸公衆便所(沓川)						
	業務	1名(60分作業)/回	日	150			
	建物概要	男女トイレ・シャワー室					
		・大便器 (5台)					
		・小便器 (3台)					
		多目的トイレ(大便器1台)					
	業務内容	別紙特記仕様書による					
	小計						

内 訳 書

記号	名 称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
C	名柄海岸公衆便所(名柄)						
	業務	1名(30分作業)/回	日	150			
	建物概要						
		・大便器(4台)					
		・小便器(1台)					
	業務内容	別紙特記仕様書による					
	小計						

内 訳 書

記号	名 称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
D	三木里地区観光トイレ(2箇所)						
	業務	1名(60分作業)/回・2箇所	日	150			
	建物概要						
		・大便器(4台)					
		・小便器(1台)					
	業務内容	別紙特記仕様書による					
	小計						

内 訳 書

記号	名 称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
E	三木里海岸施設						
	清掃業務	3名(1時間作業)/回	日	45			
		処分費	kg	200			
	草刈業務	2名(1日作業)/回	日	3			
		ダンプトラック2t	日	3			
		処分費	回	3			
	業務内容	別紙特記仕様書による					
	小計						

内 訳 書

記号	名 称	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
F	名柄海岸施設						
	清掃業務	3名(1時間作業)/回	日	45			
		処分費	kg	200			
	草刈業務	2名(1日作業)/回	日	3			
		ダンプトラック2t	日	3			
		処分費	回	3			
	業務内容	別紙特記仕様書による					
	小計						

特記仕様書

1 業務委託名 三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託場所 尾鷲市 三木里町 地内

4 構造
公衆便所：RC造平屋建
海岸施設：タイル張通路他

5 業務内容
(1) 公衆便所内の床面、便器の清掃及び消毒
(2) 公衆便所のトイレットペーパーの交換。
(2) 便所内及び付近のゴミの収集、処理
(3) 駐車場・海岸施設等のゴミの収集・清掃
(4) 駐車場・海岸施設等の草刈・除草作業

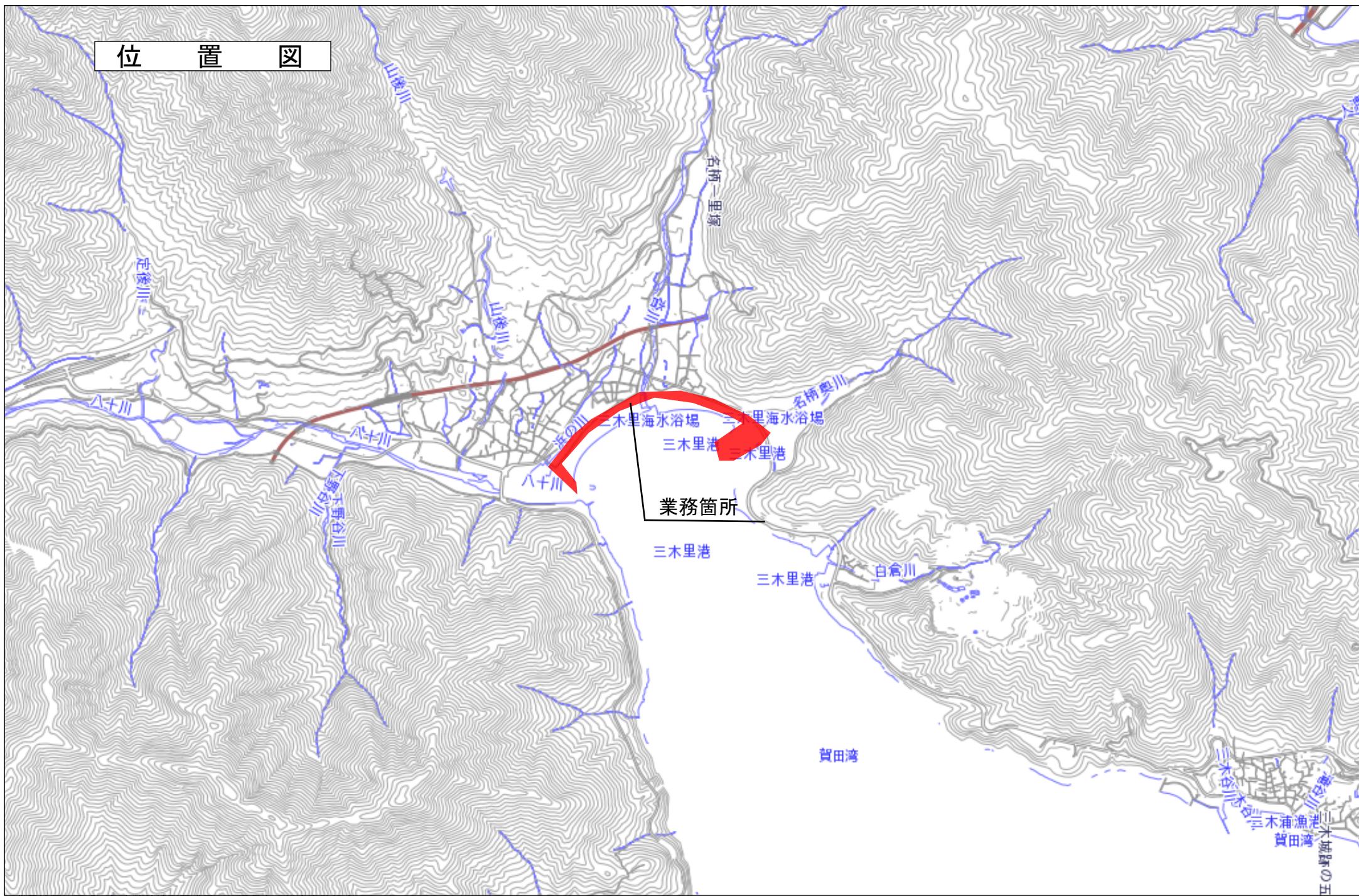
6 業務の実施にあたっては、次の事項について十分注意すること。

- (1) 水を飛散させておかないこと。
- (2) 水道の使用にあたっては、極力節減に努め適正な委託業務を実施すること。
- (3) ゴミや刈草は放置せず適正に処分すること。

7 特記事項

- (1) トイレ及びシャワー室の清掃方法は、洗剤等を用いての床面、便所に付着している汚物を処理した後、床面、便器に水を流し床ブラシ等でみがく。
- (2) ポリ袋等の廃棄物については、受託者にて購入し交換・保管すること。
- (3) 受託者は、業務過程において施設の損傷等の異常を認めた場合は、すみやかに委託者に報告すること。
- (4) 業務完了後、委託業務完成報告書及び写真等成果を示す書類を提出すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び仕様に関し疑義を生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ行うものとする。

位 置 図



[背景地図：平成29年度数値地形図成果（三重県市町総合事務組合）]

平面図

